

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 地方公共団体は、地方公共団体等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要な措置を講ずるため条例を定めるに当たっては、個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものとして政令で定める事項については、政令で定める取扱いを標準として定めるものとする。

(第十一条関係)

二 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)